

令和7年12月19日	
所 属	歴史博物館
所属長	門田 真由美
電 話	06-6489-9801

尼崎市文化財保存活用地域計画が文化庁の認定を受けました

尼崎市教育委員会では、指定・未指定等の有無に関わらず、文化財を総合的に保存・活用し、未来へ受け継ぐための目標や具体的な取り組み内容を定めた尼崎市文化財保存活用地域計画の作成に向けて、令和5年度から取り組んできました。

このたび、令和7年12月19日（金）に開催された国の文化審議会において、文化庁長官に答申され、同日に文化庁長官の認定を受けました。

今後は、本計画に基づき尼崎の歴史文化の特徴を生かした文化財の保存・活用を推進していきます。

1 尼崎市文化財保存活用地域計画(概要)について

- (1) 尼崎市の歴史文化の保存・活用の将来像 (2) 尼崎の歴史文化の特徴



土地の成り立ちを生かし、水陸交通の要衝として時代ごとに積み上げてきた人々の多彩な営みを尼崎の歴史文化の特徴としてとらえ、次の4つの視点をテーマに文化財の継承に向け保存と活用を図ります。

- ① 立地の優位性と交易・流通・交通の視点
→「国内外をつなぐ水陸交通の要衝」
- ② 自治・くらしの視点
→「村々の結束と多彩なくらし」
- ③ 産業・労働の視点
→「日本経済を支えた工都尼崎とまちづくりの実践」
- ④ 文化・学問・芸術・娯楽の視点
→「人々の心潤す“あまぶんか”」

- (3) 計画期間

令和8年度から令和14年度まで（7年間）

- (4) 進捗管理

尼崎市文化財保存活用地域計画協議会で行います。

2 公 開

市ホームページで公開しています。

尼崎市立歴史博物館ホームページ【尼崎市文化財保存活用地域計画の認定】

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp//manabu/bunkazai_0/1042473.html

(参考) 文化財保存活用地域計画とは

文化財の保存・活用にあたって取り組んでいく目標・事業の具体的な内容を記載したものであり、文化財保護法の改正（平成31年4月1日施行）により制度化されました。

文化庁ホームページ【文化財保存活用地域計画について】

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/bunkazai_hozon/index.html

以 上

19 尼崎市文化財保存活用地域計画 【兵庫県】

概要

【計画期間】 令和8～14年度（7年間）

【面積】 50.70km²

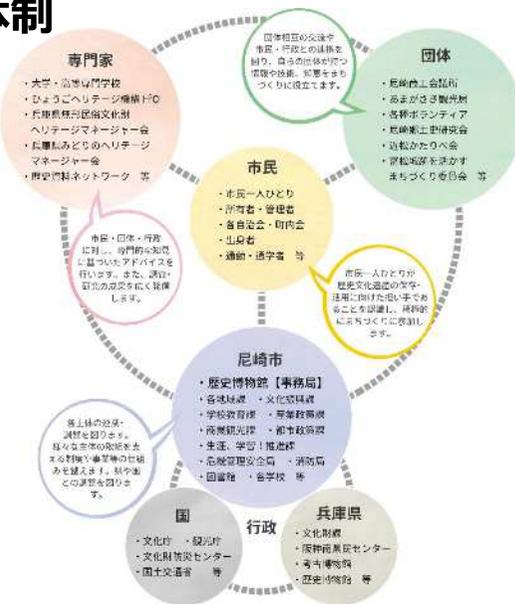
【人口】 約45.4万人

【関連計画】 日本遺産「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷（R2年度）



推進体制

それぞれが自身の役割を認識しながら主体的に活動するとともに、連携して各種事業に取り組む。



歴史文化の特徴

立地の優位性と交易・流通・交通の視点 1. 国内外をつなぐ水陸交通の要衝

本市は、国内流通だけではなく、国外流通においても中国をはじめとした諸国から、九州を通り瀬戸内・西国と畿内を結ぶ重要地にあり、流通・交易の拠点として、古くから港湾都市として栄えた。時には戦場の舞台として、また都につながる要地として、大きな役割を担った。

自治・くらしの視点 2. 村々の結束と多彩なくらし

本市は古来、漁業・農業・運輸・交通・商業・工業・政治・美術等、多彩な仕事に携わる人々が生活している。先人は、土地を切り開きながらくらしの基盤を築き、それぞれ独自のコミュニティを形成し、時に他者の力も活用しながら自治を展開してきた。本市は、今も昔も様々な生業を背景とした多彩なくらしの文化が共生している町である。

産業・労働の視点 3. 日本経済を支えた工都尼崎とまちづくりの実践

水陸交通の便が良く大都市に近い本市は、近代化を迎え、工業都市として歩み始め、次第に「工都尼崎」と呼ばれるようになった。工場の進出に伴い人口は激増し、電気・水道、交通や教育施設等の社会インフラも整備され、現在のまちの基盤となっている。一方で、急激な都市化は公害を引き起こし、台風や地震等の災害、戦災とともに乗り越えるべき大きな課題ともなった。

文化・学問・芸術・娯楽の視点 4. 人々の心潤す“あまぶんか”

人々のくらしや他地域との交流の中で、本市は様々な文化や学問、芸術、娯楽を育んできた。これらを総称して“あまぶんか”とする。これらは、人々の絆を深め、くらしに楽しみを添え、日々の活力となった。“あまぶんか”は現代も本市の笑顔の源となっている。

指定等文化財件数一覧

区分	国				県		市	合計	
	指定	選定	選択	登録	指定	登録	指定		
有形文化財	建築物	4			56	6	9	75	
	美術工芸品	絵画	5					7	12
		彫刻	1				1	3	5
		工芸品	2					4	6
		書跡・典籍	-				1	-	1
		古文書	1					15	16
		考古資料	-				1		8
歴史資料	-				1		10	11	
無形文化財	-				-	-	-	-	
文化財	有形の民俗文化財	-					1	1	
	無形の民俗文化財	-					-	-	
記念物	遺跡	2						2	
	名勝地	-						-	
	動物・植物・地質鉱物	-						-	
文化的景観	-							-	
伝統的建造物群	-							-	
合計	15			56	10		57	138	

指定等文化財は138件
未指定文化財は9,355件把握

■ 尼崎市の歴史文化遺産の保存・活用の将来像・目指すすがた・課題・方針・措置

将来像
あまがさきの歴史文化をみんなで知って、守って、生かし、広げよう

	目指すすがた	課題	方針	主な措置 (太字は主管課)
みんな	仕組みづくり あまがさきに 関わる多様な 人々がつながり、 歴史文化を支える 仕組みをつくります	<ul style="list-style-type: none"> 歴史文化遺産に関する市民活動への支援が必要である。 産官学一体となって地域課題に取り組むことが必要である。 文化財専門職員の適切な人員配置と、スキルアップのための定期的な研修等を通じた資質向上が必要である。 歴史文化遺産の適切な保存・活用に向けた資金面の基盤整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 1-I 市民主体による活動の基盤づくり 1-II 大学等や事業者、企業、他都市等との連携 1-III 文化財専門職員の配置と職員・教員のスキルアップ 1-IV 保存・活用に関わる財源確保 	1 「みんなの尼崎大学」等の制度の活用 主体：市（歴史博物館/生涯、学習！推進課）、市民、団体、専門家 期間：R8～14 内容：みんなの尼崎大学のプラットフォーム等を活用し、市民自ら本市の歴史文化を学び、歴史文化遺産を活用したイベントの立案や、情報の発信をする等、市民主体の学びと活動の循環につながるよう支援する。
知って	調査・研究 あまがさきの 様々な歴史文化や その価値を 自分たちで見つけます	<ul style="list-style-type: none"> 土木構造物や無形の民俗文化財等の把握調査が不足している。 各種ボランティアと協働で調査も実施しているが、今後も調査が必要である。 把握できた歴史文化遺産についても詳細な調査・研究ができていない。 歴史文化遺産の現況確認のための定期的な調査が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 2-I 未調査分野の把握調査の実施 2-II 多様な主体と連携した詳細調査の推進 2-III 地域と協働した身近な歴史文化遺産の拾い上げ 2-IV 定期的な歴史文化遺産の現況調査 	15 市民と協働した調査・研究 主体：市（歴史博物館）、市民、団体、専門家 期間：R8～14 内容：市民ボランティアと連携し、昔の道具等の使用法の研究等を進める。
守って	保存・管理 あまがさきの 歴史文化を守り 次の世代へ受け継ぎます	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて歴史文化遺産を指定等により保護する取組が必要である。 歴史文化遺産の適切な収集・保存・管理の継続が必要である。 市民と協働して歴史文化遺産の保存を進めていく必要がある。 周辺環境も含めた歴史文化遺産の適切な整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 3-I 法や条例に基づく着実な歴史文化遺産の保護 3-II 市民と協働した保存の取組 3-III 歴史文化遺産の計画的な整備 	26 富松城跡を活かすまちづくり委員会と協働した取組 主体：市（歴史博物館/立花地域課）、市民、団体 期間：R8～14 内容：富松城跡を保存・活用し、次世代を担う子どもたちに引き継げるようにする。
生かし	活用 歴史文化を様々な 場面であまがさきの まちづくりに生かします	<ul style="list-style-type: none"> 歴史文化を活用し、観光客や本市に興味を持つ人の創出、新たな商品の開発や事業、それに伴う雇用の発生、地域への愛着醸成に伴う転出数の削減及び定住人口の増加等に向けた取組が求められている。 日本遺産事業や阪神間連携事業等、近隣市等と連携した広域的な取組を、より一層進めていく必要がある。 学校教育の場において、本市の歴史文化に関する学習を充実させ、地域への愛着醸成を育むことが求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 4-I 観光・産業・文化振興等の各分野での活用 4-II 日本遺産等他都市と連携した活用の取組 4-III 学校教育への活用 	39 あまがさきの歴史文化の教材化 主体：市（歴史博物館/学校教育課）、市民、団体、専門家 期間：R11～14 内容：歴史文化遺産を活用した、小学生・中学生向けの学習プログラムを作成する。
広げよう	情報発信 すべての人々が あまがさきの豊かな 歴史文化の魅力に 触れられるようになります	<ul style="list-style-type: none"> 様々な興味を持つ市民が、気軽に楽しんで歴史文化遺産に触れることのできる機会づくりが必要である。 歴史博物館や田能資料館等の博物館施設を本市の歴史文化の発信拠点として運営していく必要がある。 多様な人々が皆、安心安全に居心地よく歴史文化遺産をめぐするための環境整備が必要である。 図書館における本市の歴史文化の発信の充実を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 5-I 市民が楽しんで歴史文化遺産の保存・活用に携わる機会づくり 5-II 博物館等による情報発信 5-III 歴史文化遺産をめぐりやすい環境整備 5-IV 図書館と連携した歴史文化の発信 	51 歴史文化遺産のデジタル化 主体：市（歴史博物館）、市民、団体、専門家 期間：R8～14 内容：歴史博物館・指定等文化財所有者・管理者が所蔵する歴史文化遺産のデジタル化を進め、皆が利用しやすいようにする。
	防災・防火・防犯の取組	<ul style="list-style-type: none"> どのような予防対策が必要かについて検討する必要がある。 消防や警察等と、平時から情報共有を行う必要がある。 身近にある歴史文化遺産やその防災・防火・防犯の重要性の周知や、小学生・中学生・高校生を対象とした防災教育の推進等を進めていく必要がある。 歴史博物館が地域の歴史文化遺産を守る拠点としての役割を担っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 防-1 歴史文化遺産の災害予防対策の実施 防-2 発災時の対応の明確化 防-3 市民との連携・協働体制の確立 防-4 地域の歴史文化遺産を守る拠点としての歴史博物館の機能強化 	防8 専門家と連携した歴史文化遺産レスキューの実施 主体：市（歴史博物館）、専門家 期間：R8～14 内容：発災時に歴史文化遺産が滅失しないよう、専門家と連携して歴史文化遺産レスキューを実施する。

重点的な取組

重点区域（文化財保存活用区域）「尼崎城下町体感エリア」

重点区域の概要

■重点区域の範囲

江戸時代に寺町として整備された範囲と都市再生整備計画に基づき実施される事業等のうち、都市再生特別措置法46条第2項第5号に規定する滞在快適性向上区域に定められる阪神大物駅周辺地区（まちかどウォーカー推進事業地区）の旧尼崎城・旧尼崎城下町・旧尼崎紡績株式会社等、本市の近世・近代の礎となった歴史文化遺産が特に集まる、阪神線以南とする（右図）。

この地域は、平安時代末期に砂洲が陸地化した新地で、河口の最南端に位置することから港湾が発達し、水陸交通の要衝として多くの人・物資が行き交った。近世になると尼崎城が築かれ城下町として栄えた。近代以降は、工都として多くの労働者が集い、多様な娯楽・産業が展開した。区域内は、歴史のあゆみの中で、各時代の歴史文化遺産が生まれ受け継がれており、本市の歴史をコンパクトに体感できる地域といえる。

現代においては、歴史博物館や尼崎城、図書館等の文化施設や登録文化財となっている元小学校の開明庁舎等があり、本市の玄関口としての役割を果たしている。

■重点区域内の主な歴史文化遺産

本市の4つの歴史文化のテーマと関連する古代から現代にかけての幅広い歴史文化遺産がある。なお、このほか、多数の歴史文化遺産を歴史博物館が所蔵している。



主な課題

今後まちづくりの拠点となることが期待される旧尼崎紡績本社事務所の着実な保存・活用に向けて、価値を明らかにする調査を進め、文化財保護法や条例に基づく指定等について検討する必要がある。

本区域は、尼崎城、城址公園、歴史博物館の整備に合わせて、これまでも歩道整備や道路改良事業等を行っており、歴史文化遺産をめぐりやすい環境づくりを推進している。また、あまがさき観光局による観光案内パンフレットの作成やホームページでモデルルートの発信が行われているが、ある一定の限られた歴史文化遺産だけが注目されている。多様な人の興味関心に合わせて、より幅広い歴史文化遺産に多くの人々が触れられるよう、様々なテーマを持った歴史文化観光を推進することが必要がある。

市外の観光客のみならず、市民に向けた情報発信を推進する必要がある。また、新型コロナウイルス感染症収束後のインバウンド需要を見据えて、歴史文化の魅力を発信し、地理的優位性を生かして交流人口の増加を図ることが期待される。また、歴史博物館の歴史文化の発信拠点としての機能強化も必要である。

課題に対応した方針

方針重-3
旧尼崎紡績本社事務所の指定・登録

方針重-4
多様なテーマに沿った歴史文化観光の推進

方針重-6
阪神尼崎駅周辺及び阪神尼崎駅・大物駅間の人の流れの創出

方針に基づく措置

重3 旧尼崎紡績本社事務所の指定等に向けた取組
主体：市（歴史博物館）、専門家
期間：R8～14
内容：旧尼崎紡績本社事務所の指定・登録の方針を検討し、その実現に向けた取組を推進する。

重4 テーマ別周遊コースの設定
主体：市（商業観光課/あまがさき観光局/歴史博物館）、市民、団体
期間：R8～14
内容：4つの歴史文化の特徴を体感できるテーマ別周遊コースを設定する。また、観光ガイドとも連携し、周遊コースの周知を図る。

重10 まちの移り変わりをテーマとした展示の実施
主体：市（歴史博物館）、市民、団体、専門家
期間：R8～14
内容：歴史博物館において、重点区域のまちの移り変わりをテーマとした展示を実施する。